

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年11月20日

多摩市議会議員 藤原 マサノリ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 多摩市休日歯科応急診療事業について
- 2 多摩センターエリア、これからの街づくりについて

## 答弁者

市長・教育長等

|    |            |       |
|----|------------|-------|
| 受付 | 令和5年11月20日 | No.17 |
|    | 午後7時34分    |       |

## 1 多摩市休日歯科応急診療事業について

この事業は、多摩歯科医会会員、稲城歯科医会会員が交代で待機し、休日などでかかりつけの歯科医院が休診の際、突発的な症状を来した患者さんに対して応急的な処置を行うもので、後日、元の歯科医院に戻っていただくことが前提となっています。よって、あくまでも応急的な処置であり、継続的な治療や休日ごとに通院する事業ではありません。

一方、以前からこの事業に関しては、その掛かる予算に対する効果性(費用対効果)を問う質疑が幾度か繰り返されてきました。しかし今日現在でも、東京都の区部で38施設、多摩地域で26施設、そして全国でも極めて広い範囲で今日まで継続して行われています。従って、この機にその実情と事業内容の正確な方向性を冷静に捉えてみる必要があるものと考え質問をする事に致しました。

事業運営における費用対効果の視点は、市民の税金を母体とする行政運営において極めて重要な視点であるといえます。一方、行政は全市民のためにあり、市民サービスは市民をあらゆる生活環境から守るセーフティーネットでもあります。その事に異論を唱える人はいないでしょう。そのことから、事業内容によっては、行政は時にその採算性の優先度合いを、低く抑える判断をしなければならない事案も多々あるはずですが、それは、都道府県行政も市町村行政も行政規模に関わらず、同等の判断が求められているのではないのでしょうか。それが市民のセーフティーネットに直結する医療に関わる事業であれば、採算性のみで可否を判断できるものではないと言えるでしょうし、市民の理解も一定程度は頂けるものではないかと思えます。

医療法第三十条の四に、「都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画(以下「医療計画」という)を定めるものとする」、とあります。そして、

五 次に掲げる医療の確保に必要な事業(以下、「救急医療等確保事業」という)に関する事として

イ 救急医療 と規定されています。この医療法は、都道府県を対象にしていますが、応急診療とセーフティーネットの担保のため、採算とは無関係な事業として救急医療を確保する事が法律で定められているのであります。

また、第三十条の五、以降は、各都道府県の責務と義務もうたわれています。

この法律を受けて、東京都では直轄の休日歯科応急診療事業所を設けており、また、広域かつ人口の多い東京都内での歯科応急医療確保のために、各市

区町村に対して休日歯科応急診療事業を推奨してきている経緯があるのです（東京都保健医療局 HP より）。つまり、歯が痛くてどうしようもない救急患者を、その採算性のみで切り捨てるような行為は、法律で認められていないのです。

従って、事業主体となる全国の各都道府県や市区町村は、独自の基準で休日歯科応急診療事業を運営してきている訳ではなく、法的根拠のもとにその運営を担ってきているのです。ましてや全国津々浦々にある歯科医師会からの圧力で当該事業を継続してきている訳でもなく、その利権や既得権益を守らせるために行っている訳でもなく、当該団体を継続させるための象徴的な事業にも当たらないのではないのでしょうか。もし仮に、圧力や利権確保のためという不当な事実があったとしたならば、それを容認してきた各都道府県の知事や市町村の首長の重大な責任問題であり、それらの予算に賛同してきている全国の議会の責任も逃れられない事になる筈です。無論、歯科医師会の責任も極めて重いものとなるでしょう。

以上のことを踏まえ、以下質問いたします。

- (1) 多摩市の休日歯科応急診療事業に対する基本的な考え方を伺います。
- (2) 一般論として、行政運営の効率化を考えると、広域的連携を持ってして、その実現を図れるのではないかという議論が持ち上がりますが、救急医療の場合を考慮した時、その可能性と課題についてどのようなものが考えられるのか伺います。
- (3) 社会的環境の変化として、近年土日診療の歯科開業医も増えてきているようですが、通常歯科治療を受診する場合、予約制が基本となっている中で、かかりつけ患者でない突発的急患を受け入れる土日開業医の可能性の有無をお知らせください。

## 2 多摩センターエリア、これからの街づくりについて

今年の1月15日、33年間にわたり多くの市民に愛されてきた京王プラザホテル多摩が惜しまれながら閉館しました。平成2年（1990年）4月の開業以来、結婚式や宴会、旅行者・ビジネスマンの宿泊先、市内団体の活動拠点、そしてサンリオピューロランドに世界中から訪れる観光客の受け入れなど、まさに多摩市を代表するランドマーク的施設でした。しかし、新型コロナの感染拡大の影響で稼働率が低下したことや、建物の老朽化などが重なり、残念な結果を迎えることになりました。その様な折、先日、京王電鉄本社から今後の計画が発表され、低層階には商業施設、そして上層部には分譲マンションが入る複合施設が建設されるとのことでした。今月から解体工事が始まり、令和10年（2028年）の開業を目指すとのこと。現在、東京都心ではホテル建設のラッシュが続い

ています。とりわけシティホテルは、その地域に人を呼び、地域を活性化し、ローカル資源を活用できるなど、多くのメリットがあるようです。しかし、多摩市はこれらのメリットを生かすことが出来なくなりました

そこで、質問します。

- (1) 新たな商業施設や分譲マンションが建設されることは大いに歓迎しますが、当該地域の環境は明らかに異なってきます。今後の多摩センターエリアおよび多摩市の変化をどのように考えているのか伺います。
- (2) 地域の活性化には、一定の時間に加え、ヒト・モノ・金・情報というように、中長期的な視野と多くの資源が必要になります。これまでの視点を越えて、国や都との連携に加え、大学や民間企業との新たなマッチングは必要不可欠です。お考えを伺います。

# 一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年11月20日

多摩市議会議員 岩永 ひさか

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 自治基本条例制定 20 年目を迎えるにあたって
- 2 児童館 50 周年と今後の児童館の方向性について

## 答弁者

市長・教育長等

|        |             |       |
|--------|-------------|-------|
| 受<br>付 | 令和 5年11月20日 | No.18 |
|        | 午後11時59分    |       |

## 項目別質問内容

|  |
|--|
| <p>1 自治基本条例制定 20 年目を迎えるにあたって</p> <p>2004 年 3 月に制定された多摩市自治基本条例が来年 20 年目を迎えます。20 年の月日のなかで、社会環境は大きく様変わりしましたが、この条例が大事にしてきたのは日本国憲法に基づく地方自治の実現であり、何よりも、民主主義の実践を積み重ねるための住民に最も身近な自治体が「市民主権のまちづくり」を具現化していくことであると捉えています。</p> <p>日頃から、「市民自治」や「市民主権」など市民一人ひとりに目を向け、民主主義の実践を大事に思ってきたのが阿部市長だと理解していましたが、先の 9 月定例会で議決した多摩市第六次多摩市総合計画基本構想から「市民主権」の文字がすっかり消えていたことには驚きました。あくまでも個人的な所感ですが、阿部市長が掲げてきた看板を自ら取り外してしまったようにも受け止められ、とても残念でした。</p> <p>もちろん、時代とともに見直していくべきこともあり、法律も条例もそれに対応し、見直していく必要性はあります。しかし、「不易流行」とも言われるよう、私たちの社会の土台をつくるための「民主主義の実践」は今もなお、その必要性や重要性は変わりませんし、自治体に取り組んでいくことの意義、その価値もまた不変だと考えています。その意味で、「市民主権」という言葉を意識的に使っていくことの必要性は高いのです。</p> <p>多摩市自治基本条例を制定してから 20 年を振り返りつつ、以下、質問いたします。</p> |
| <p>(1) 自治基本条例の制定から現在までを振り返り、その総括、今後の課題について伺います。</p>  |
| <p>① 本条例の制定過程はどう記録され、保管され、市民に公開され、共有されているのか伺います。</p>   |
| <p>② 本条例制定の効果、条例を制定したことによる成果について、どのように評価しているのか伺います。</p>  |
| <p>③ 本条例の改正の必要性が議論されてきたことはあるのか、また、改正するためにはどのような手続きを重ねることが相応と考えているのか伺います。</p>   |
| <p>(2) 本条例が抱える課題は何か。また、その課題克服にどのように取り組んできたのか。その成果はエビデンスに基づきどのように説明できるのか伺います。</p>   |
| <p>(3) 本条例制定以来、自治推進委員会が果たしてきた役割及び市長への答申内容をどのように活かしてきたのかについて伺います。</p>   |
| <p>① 本条例に対し、委員会ではどのような観点を持ち、継続的評価につなげてきたのか伺います。</p>  |



# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年11月21日

多摩市議会議員 松田 だいすけ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 多摩市のDX推進はどこまで進められるか
- 2 乞田川の護岸改良工事について

## 答弁者

市長・教育長等

|    |            |       |
|----|------------|-------|
| 受付 | 令和5年11月21日 | No.19 |
|    | 午前4時29分    |       |

## 項目別質問内容

|  |
|--|
| <p>1、多摩市のDX推進はどこまで進められるか</p> <p>これまでも一般質問や代表質問などでもしばしば自治体DXについて触れてきました。特に『行かない、書かない、待たない市役所（または役所窓口）』というフレーズは全国のDXを推進する自治体のテーマとなっており、今現在はさらに『回らない、迷わない』というフレーズも追加され取り組みが進んでいます。</p> <p>多摩市でもLOGOフォームにより、行政手続きや申し込み受付などを簡単かつ効率的にデジタル化し住民サービス向上や作業効率の向上に取り組み、DX推進担当課を設置しました。</p> <p>今年度さいたま市が『全国自治体DX推進度ランキング2023』にランキング1位を獲得しましたが、評価項目は「DXの推進体制」「行政サービスの向上・高度化」「情報セキュリティ対策」「デジタルデバイド対策」「マイナンバーカード交付状況」の5つだが、満点評価を得たのは「DXの推進体制」「情報セキュリティ対策」「デジタルデバイド対策」で、「マイナンバー交付状況」においては2020年度の時点で20%弱とDX推進に取り組み始めた当初は他自治体と比べても決して交付状況は良くなかったようです。しかしながら現在では各種行政手続きのデジタル化のほか、市民向けサービスにはAIチャットボット、職員向けの業務効率化にはchat GPTなどの生成AIも積極的に活用しているということです。</p> <p>これらを踏まえ以下質問します。</p> |
| <p>(1) まず前述した評価項目について多摩市が現状どこまで取り組んでいるか伺います。</p> <p>(2) 現状のAI・RPAなどの利用状況について伺います。</p> <p>(3) 生成AIについては行政が業務で利用する場合、特に使い方や注意が必要であるが、今後必ず利用する時代が来ると考えますが、現状と今後の利用と考え方について伺います。</p>   |
| <p>2、乞田川の護岸改良工事について</p> <p>乞田川緑化工事、いわゆる護岸改良工事が進められ現在はちょうど乞田貝取ふれあい館の沿道あたりまで進んできています。護岸の老朽化整備や傾斜も緩やかに安全性が確保されたと感じますし、さらに緑化や植栽も更新され、河川内にも新たに遊歩道の整備が進み、多摩市の特徴である遊歩道がさらにバージョンアップされてきたと思います。</p> <p>この護岸改良工事について以下質問します。</p>   |
| <p>(1) 今後の工事の予定について伺います。</p>   |

## 項目別質問内容

(2) 近隣への説明について伺います。

(3) 上之根橋の下のスロープや遊歩道整備について伺います。

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年11月21日

多摩市議会議員 中島 律子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 インクルーシブ教育を進めるために  
障がいのある子の就学相談から考えていこう

## 答弁者

市長・教育長等

|    |            |       |
|----|------------|-------|
| 受付 | 令和5年11月21日 | No.20 |
|    | 午前11時41分   |       |

## 1 インクルーシブ教育を進めるために障がいのある子の就学相談から考えていこう

多摩市のホームページを見ると『就学相談とは、小学校・中学校に入学を控え、心身の障害や病気または日頃の様子などから入学後の学校生活が心配なお子さんについてより適切な教育の場を選ぶようにお手伝いさせていただく相談です』との記載があります。これだけ見ると、相談に乗ってくれるなら安心だね！なんの問題もないね！と思われるでしょう。しかし現実には就学相談は障がいのある子を育てる保護者にとって憂鬱な場となっています。なぜなら障がいのある子の学校選びはその子だけの事を考えれば良いというわけには行かず、さまざまな状況を想定して進めなければならないからです。

例えば兄弟姉妹がいる場合、同じ学校に通わせたいというのが一般的ではありますが、別々の学校になる可能性も出てきます。実際に私も経験しましたが運動会や合唱祭などの行事日程が被ると子どもの出番に合わせて1日に両校を自転車で رفتりきたりと大変でした。親が就労している場合には、学校が終わった後の放課後の過ごし方（例えば地域の学童保育なのか放課後等デイサービスを利用するのか）なども考えなければなりませんし、知的に障がいがあって1人通学ができない場合には、地域の学校以外を選択するとすると毎日の送迎問題も出てきます。

地域の学校であれば送迎できても遠方の学校に通わせる事になれば親の就労時間に間に合わなくなり仕事を続けることができなくなることもあります。障がいのある子が2人・3人というご家庭の中にはいらっしゃいますし、障がいのある子を育てながら同時に親の介護をされてる方もいる。支援学校も魅力はあるが片道1時間のバス通学となるといざ災害が起こって徒歩でお迎えに行かなければならない時すぐに迎えに行くことができないだろうし、天候によりスクールバスが使えない日などもあるかもしれない。自分が体調を崩したら子どもを休ませなければならないのか？など心配は尽きません。

さらには、通常学級に行くか特別支援学校に行くかを決める際によくあるパターンとして、「支援学校であれば手厚い支援が受けられるが、通常学級ではできませんよ。それでもいいんですか？」「通常学級では手が足りません。加配はあなたのお子さんだけにつけることはできませんよ。」と言われることもあり、地域の学校に通わせたいと思っても諦めるご家庭も多く、住み慣れた地域の学校に通わせたいと望んでも希望が聞き入れられない事に胸を痛め心身ともに疲弊するご家族が多いことも事実です。

本来どこの学校を選んでも安心して教育を受けられるべきなのではないでしょうか。

今年の9月、国連から日本に対して分離教育をやめるように勧告が出されましたが、日本はいまだに分離教育が良しとされ続けているのが現状なのです。

文部科学省のホームページを見ると、『自分の子どもを学校、市町村教育委員会、地域が進んで受け入れてくれるという姿勢が見られなければ、保護者は心を開いて就学相談をすることができない。学校や市町村教育委員会が、保護者の『伴走者』として親身になって相談相手となることで保護者との信頼関係が生まれる。学校・市町村教育委員会は、まずは障害のある子どもを地域で受け入れるという意識を持って、就学相談・就学先決定に臨むとともに、保護者に対して、子どもの健康、学習、発達、成長という観点を大切に就学相談・就学先に臨むよう働きかけることが必要である。』とあります。

この「学校、市町村教育委員会、地域が進んで受け入れてくれる」というワードがとても大切なのです。障がいのある子どもたちへの分離教育が進んだ結果、地域の通常学級での学びがとても狭き門になっています。就学相談においても障がいのある子が通常学級を希望することはわがままであるというように思いにさえなってしまう保護者の方もたくさんいるのです。

分離教育の利点がたくさんあることはきっと誰もが理解しています。しかしながら通常学級で障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶということは「同じ社会に生きる人間として互いに理解し共に助け合い支え合って生きていくこと」を学ぶことであり、何より普段から地域に障がいのある人がいることがより多くの人に認知され、障害に対する差別や偏見をなくしていく近道なのではないでしょうか。

障がいのある子が将来社会に出て働く時、周囲の人に理解されるには小さい頃から共に過ごすことの大切さも忘れてはなりません。長い目で子どもたちの将来を考えた時、現在のような分離教育が果たして良いのだろうか、ということについても考えていくために現在の多摩市における就学相談の現状と課題等について以下質問いたします。

- (1) 保護者が子どもの就学先を最初から明確に決めている場合でも就学相談は必要なのでしょうか。
- (2) 就学相談の結果『特別支援学校』の判定がでたが本人及び保護者が地域の『通常学級』を希望した場合の受け入れ体制はどのようになっていますか。支援員などの配置などについて伺います。
- (3) 過去に車いすのお子さんが地域の学校に通われたケースはどのくらいあるのか、また多摩市の学校において校舎がバリアフリーとされていない校舎の数を伺います。
- (4) 就学後に必要に応じて学びの場の変更等ができる事について、保護者への助言はされていますか。年間どのくらいの転学がありますか。
- (5) 障がいのある子の就学相談に関しては相談時期をもう少し早めたらどうかという声も届いています。例えば身体に障がいをお持ちのお子さんで地域の小学校に就学を考えたい場合には早めに相談すること

により校舎の改築等について余裕を持って学校側が検討できるからという理由からです。多摩市でもそのような対応をしていただくことは可能か伺います。

- (6) 障害もある人もない人も共に安心して暮らせるまちにしていくためには、子どものうちから人間の多様性を理解し尊重し合う力を育てることだと思います。多くの時間を過ごす学校という場において障がいのある子もない子も共に学び生活するためにはどのような工夫をされていますか。
- (7) 就学相談をはじめ不登校やいじめなどの相談を受ける機会が増えました。私が代弁してこうしてお話することはもちろんですが、当事者の想いを直接聞く機会を教育長にももっていただきたいと思えます。そのような場はもうけているか伺います。

**資料要求欄**（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① 過去五年間の就学相談申込件数・審議件数・就学児童数
- ② 就学相談での判定結果とは違う就学先に決定した件数（例；知的障害学級判定で通常学級に就学）

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年11月21日

多摩市議会議員 岸田 めぐみ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 保護者も笑顔で子育てができる多摩へ～小学生と中学生に焦点を当てて考える～

## 答弁者

市長・教育長等

|    |            |       |
|----|------------|-------|
| 受付 | 令和5年11月21日 | No.21 |
|    | 午前11時29分   |       |

## 項目別質問内容

|  |
|--|
| 1 保護者も笑顔で子育てができる多摩へ～小学生と中学生に焦点を当てて考える～   |
| <p>「一人の子どもを育てるには一つの村がいる」アフリカの子育てに関することわざです。このことわざは家庭の中だけで子育ては完結せず、介護と同じように社会で子どもを育てる必要があると教えてくれています。しかし内閣府の2020年度「少子化社会に関する国際意識調査」報告書によると、「日本について、子供を産み育てやすい国だと思うかの問いに、日本では「全くそう思わない」(13.9%)と「どちらかといえばそう思わない」(47.2%)を合計した「そうは思わない」が61.1%と多数を占め、調査を始めた2005年からその割合は減少していません。国は少子化を背景に、幼児教育・保育の無償化等の子育て支援を進めていますが、いまだに子育ての負担は家庭にのしかかっていると感じている人が多くいることを数値から読み取れます。そして本市においても子育てについて不安や悩みを感じている人がそうでない人よりも多いことが「多摩市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査報告書」(2019年)からわかっています。</p> <p>虐待に代表されるおとなから子どもに対して行われる体や心を傷つける言動は、おとなに余白がない、幸せでない状況で起こります。しかし保護者は多くのしなければならないことを抱えています。</p> <p>乳幼児期と比べ、小学生や中学生になるとお世話の必要性が低くなり、身体的な負担や時間の制限が緩和されたように感じます。しかし子どもだけでできることが増え行動範囲も広がる分、地域の見守りや子育て力を必要とします。また児童手当の額が減少しますが、経済的な負担が増え、子育て支援を必要としている保護者が多いと感じています。</p> <p>今回は小学生と中学生の子育てに焦点を当て、保護者が必要な余裕を持ちながら、より楽しく子育てができる多摩市となるよう、以下質問致します。</p> |
| <p>(1) 内閣府の「少子化社会に関する国際意識調査」によると育児を支援する施策として何が重要かという問いで「教育費の支援、軽減」が69.7%と最も高くなっています。公立小中学校において授業料はかかりませんが、内閣府の資料(3本の政策と実現に向けたロードマップ&lt;政策1&gt;子供の特性を重視した学びの「時間」と「空間」の多様化)によると、保護者は学校教育費と給食費を合わせて小学校で年10万以上、中学校だと年間18万以上負担しているそうです。市立小学校と中学校、それぞれの学校教育費について伺います。</p>  |

## 項目別質問内容

|  |
|--|
| <p>(2) 1人一台のタブレットが整備されました。タブレット学習による効果を聞く一方で、子どもたちの視力低下等の健康への影響も心配されるなど、タブレットを適切に使うことが求められています。そのため各学校や家庭で使い方の指導やルールを決めながら使用しています。しかし熊本市では一部の子どもではありますが、毎日動画を6時間視聴できるほどのギガバイトを使用している子もいることがわかりました。多摩市内でも授業中にタブレットで遊んでいる、家庭でルールを決めても管理が難しいという話を聞きます。健康に悪影響があるような長時間使用について、把握ができるのでしょうか。</p> |
| <p>(3) 保護者の出勤等で学校が始まる朝の時間に、子どもだけになるご家庭もあります。放課後の子どもの居場所に関しては取り組みが進んできたと考えていますが、朝の時間の子どもの居場所について伺います。</p>   |
| <p>(4) 母国語外の言語を使いながらの子育ては困難を伴うと言われていています。本市が行ったヤングケアラーの実態調査からも、学校等で日本語を取得した子どもが通訳を行い、保護者を支えている状況があることがわかりました。支援として通訳を行うと共に保護者が日本語を取得できるように環境を整えることも必要です。多摩市国際交流センターが日本語教室を行っていますが、仕事と子育てをする保護者に対しどのような環境が整えられているのか伺います。</p>  |
| <p>(5) 学校に通えない、通わないことについて、保護者も当事者の子どもと共にどうするか一緒に悩み、もがき、不安を感じていると聞いています。本市も学びの多様化学校を開設しようと準備を進めていますが、不登校の子どもが全国で10年前と比べ約3倍増えている中、学びの多様化学校の定員はどのように決まるのでしょうか。</p>  |
| <p>(6) 学校だけで解決できない課題も増えている中、子どもを真ん中にして行う学校運営協議会の熟議は、学校と地域と保護者が共に子どもたちの成長や学びを支えていくことに繋がると考えています。学校運営協議会の運営方法について伺います。開催回数、時間、方法、協議会委員の構成、人数、その参加割合、議題内容や議題の決め方、また議事録の公開等についてどうなっているのでしょうか。</p>  |

